ひたちなか市（以下「市」という。）は，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年　法律第117号，以下「ＰＦＩ法」という。）第７条第１項の規定に基づき，（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので，ＰＦＩ法第８条の規定により，民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を公表する。

平成21年3月3日

ひたちなか市長　本間　源基

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業における民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果について

・第１　特定事業の内容

・１．事業名

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業

・２．対象となる公共施設等の種類

施設の種類	廃棄物処理施設
施設の名称	（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター
立地場所	ひたちなか市新光町地内 敷地面積：約3.80ha
施設概要	ひたちなか市と東海村（以下「市村」という。）が搬入する家庭系可燃ごみ（以下「家庭系可燃ごみ」という。），排出者及び許可業者が搬入する事業系可燃ごみ（以下「事業系可燃ごみ」という。），不燃物から選別される可燃物（以下「選別可燃物」という。家庭系可燃ごみ，事業系可燃ごみと合わせて以下「処理対象物」という。）を受け入れ，燃焼・溶融処理を行い，余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	220ｔ/日（110ｔ/日×2 炉）（24 時間連続稼動）
処理方式	ストーカ炉＋灰溶融（電気式）
供用開始	平成24 年4 月

・３．公共施設等の管理者等

ひたちなか市長　本間　源基

・４．事業概要

本事業における施設の整備は DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施する。事業者として選定した企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）が単独又は特別共同企業体を設立し，本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行うものである。さらに，民間事業者は，特別目的会社を設立し，20 年間の運営期間にわたって，本施設の運営業務を行うものである。

・５．民間事業者の業務範囲

PFI 法に則り，民間事業者が実施する主な業務は，次のとおりである。

・（１）事前業務

民間事業者は，落札者の決定後すみやかに特別目的会社を設立するものとする。また，本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

・（２）設計・施工業務

民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）は，市と締結する建設工事請負契約に基づき，本施設の設計・施工業務を行う。施工については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに,本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理･処分及びその関連業務,手続関連業務，本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

・（３）運営業務

・民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）は，市と締結する運営業務委託契約に基づき，処理対象物を計量し，受け入れ，料金徴収を行い，要求水準を満足する適正な処理を行う。なお，その際に本施設の運営業務として保守管理業務，修理及び設備更新業務，清掃業務，保安・警備業務等を行う。

・運営事業者は，集じん器，ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着･たい積した灰（以下「飛灰」という。）並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとする。本施設外で処理する必要のある一般廃棄物については，運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で，市村が指定する場所まで運搬し，市村は運搬された当該廃棄物等を処理する。

・運営事業者は，処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い，本施設の所内での利用，或いは電気事業者への売電を行うことができる。なお，売電収入及び新エネルギー等電気相当量（以下「RPS 証書」という。）の販売に関わる収入は，運営事業者に帰属するものとする。

・運営事業者は，本施設の見学希望者等に対して，市と連携して適切な対応を行うこととする。

・処理に伴い発生するスラグ，メタル等について，運営事業者が全量を引き取り，可能な限り有効利用を行うこととする。

・（4）業務終了時の引継業務

市は，事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。市は，事業期間終了の5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し，運営事業者は市の検討に協力するものとする。また，事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため，運営事業者は以下の業務等を行うものとする。

・本施設の運転，維持管理に必要な以下の書類等の整備，提出
（図面，維持管理履歴，トラブル履歴，取扱説明書，調達方法，財務諸表）
・市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務
・本施設の維持管理計画の立案，市との協議等，必要な協力の実施
・本施設の機能検査

・第２　入札方式及び入札スケジュール

・１．入札方式

本事業において民間事業者の選定については，総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により実施した。

・２．入札スケジュール

日　程	内　容
平成 20 年 7 月 17 日	実施方針等の公表
平成 20 年 9 月 4 日	特定事業の選定・公表
平成 20 年 9 月 5 日	入札公告，入札説明書等の公表
平成 20 年 9 月 16 日	入札説明書等質疑の受付締切
平成 20 年 10 月 3 日	入札説明書等質疑への回答公表
平成 20 年 10 月 14 日	資格審査申請書の受付締切
平成 20 年 10 月 21 日	入札参加資格審査結果，応募者番号の通知
平成 20 年 11 月 17 日	事業提案書の受付締切
平成 20 年 12 月 7 日	応募者ヒアリングの実施
平成 20 年 12 月 12 日	落札者決定・公表

・第３　審査委員会の設置

市は，審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって，「（仮称）ひたちなか・東海

クリーンセンター施設整備及び運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置した。審査委員会を構成する委員は，次のとおりである。

委員　植田　和男（特定非営利活動法人日本 PFI 協会理事長）
委員　立本　英機（前千葉大学教授）
委員　栗原　英隆（（社）全国都市清掃会議技術部長）
委員　安　　智範（公認会計士）
委員　松本　正宏（ひたちなか市副市長）
委員　飛田　修　（ひたちなか市市民生活部長）
委員　渡邊　政美（東海村副村長）
委員　石澤　通　（東海村経済環境部長）

・第４　落札者の決定

入札公告時に公表した落札者決定基準に基づき，審査委員会が審査を実施し，審査委員会からの審査報告に基づき市が落札者を下記のとおり決定した。審査の内容については，別途公表の審査委員会による「審査講評」を参照のこと。

代表事業者：株式会社タクマ東京支店
構　成　員：株式会社タクマテクノス，勝田環境株式会社，株式会社カツタ

・第５　落札金額

金２３，３４１，５００，０００円
（事業期間中に市が民間事業者に支払う金額であり，消費税及び地方消費税を含む。）

・第６　財政負担額の比較

・１．評価の方法

民間事業者の提案に基づき本事業をＤＢＯ事業として実施することにより期待される事業期間を通じた市の財政負担の縮減及び市が受けるサービスの向上について評価を行った。

市の財政負担見込額の算定にあたっては，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ，これを現在価値に換算することにより評価を行った。

・２．定量的評価

本事業における市の財政負担額について，市が直接実施する場合と民間事業者が提案に基づき実施する場合とを比較し，現在価値換算で約 40 億円（約 22%）の縮減ができると

の結果が得られた。

項　目	金額（現在価値換算後）	割合
市が直接実施する場合(a)	18,031　百万円	１００
ＤＢＯ事業として実施する場合(b)	14,003　百万円	７８
財政負担見込みの軽減額(a-b)	4,028　百万円	２２

注）a については，平成 20 年 9 月 4 日に公表した特定事業の選定における前提条件から算出した。b については，落札金額に対し，モニタリング費を加算した。

・３．定性的評価

民間事業者の提案に基づき本事業をＤＢＯ事業として行うことにより，以下のような定性面での効果を期待することができる。

・施設の設計，施工及び運営の一括発注を行うことにより，測量・調査リスク，設計・施工リスク，運営（運転）に起因するリスク等が民間事業者へ移転されるため，民間事業者の技術力，経験等が十分に発揮され，より効果的かつ効率的な事業実施が期待できる。

・本施設の運営に伴って発生する副生成物の有効利用への柔軟な対応が期待でき，資源循環と最終処分量の減量化への寄与が期待できる。

・要求水準書に基づく定期的なモニタリングと業績に連動した支払いシステムにより，安定的にサービス水準を確保することができる。

・施設見学者への配慮，周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画，運転状況のわかりやすい情報開示方法の採用等に民間事業者の有する多様なノウハウの活用が期待できる。